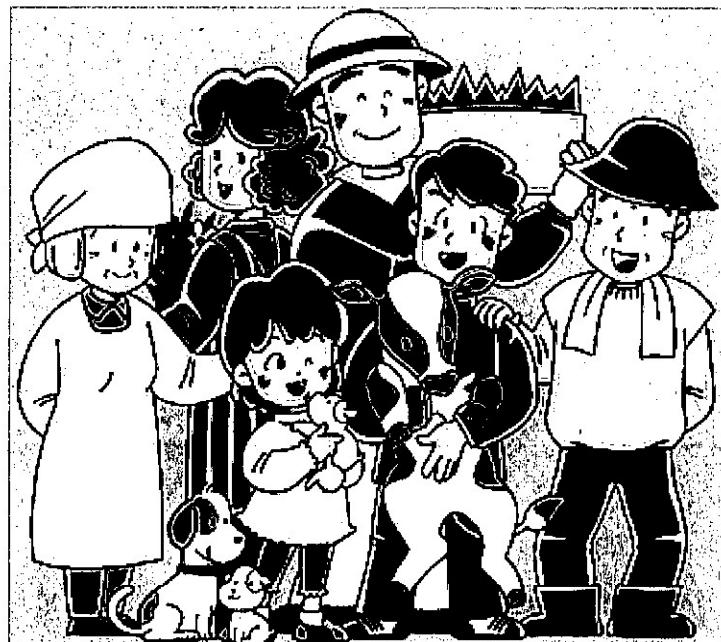


令和4年度第1回 評価委員会説明資料



令和4年 6月 1日（水）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

令和3年度 農地中間管理事業評価方法等について（案）

令和4年 6月 1日
宮城県農地中間管理機構
(公社)みやぎ農業振興公社

【評価等の必要性及び根拠】

1 評価委員会の意見（機構法第9条第4項）

農地中間管理機構は、事業年度ごとに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

2 評価委員会の役割（機構法第6条第2項）

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

【評価方法等】

1 考え方

前年度事業評価における意見に対する令和3年度取組状況及び令和3年度農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果並びに事業実績（数値）を踏まえた客観的な評価を行う。

2 評価項目

- ①基本スタンス（P 6～8 参照）
- ②推進体制（P 8～10 参照）
- ③推進方法（P 10～11 及び P 12～14 参照）
- ④事業実績（P 14 参照）

3 評価基準

上記①～③は、令和3年度の実施状況を踏まえて評価する。

④については、令和2年度計画対比等により評価する。

・評価の目安（3段階）・・・A（70%以上）・B（69%～40%）・C（40%未満）

【実施状況に対する意見】

評価項目毎に必要と認める意見を頂く。（P 4 参照）

- ①基本スタンス
- ②推進体制
- ③推進方法
- ④事業実績（借入・貸付・管理・条件整備・貸付希望者リスト・借受希望者リスト）

【評価及び意見等取りまとめスケジュール】

(別紙「R4 評価・意見取りまとめスケジュール」参照願います。)

本日の評価委員会による報告・説明を受けて、各委員個別評価等実施を頂き、委員長等が取りまとめ、各委員へフィードバック確認・調整を経て決定する。

1 本日の評価委員会実施内容

- ①令和3年度事業評価方法等について（案）の協議
- ②機構からの実施状況等の報告・説明
- ③機構からの報告・説明に対する質疑応答
- ④評価・意見（本日可能な分）

2 各委員個別評価及び意見取りまとめ（委員会以外）

- ①機構より必要データメール提供（委員会終了後速やかに）
- ②評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ
- ③6月14日（火）まで機構提出（メール施行）
- ④機構による各委員評価・意見取りまとめ

3 委員長報告及び取りまとめ（委員会以外）

- ①機構による各委員評価・意見取りまとめの上委員長へ報告
- ②委員長による評価・意見取りまとめ

4 評価委員会「評価・意見」の決定及び各委員へ報告

- ①委員長と機構が各委員の評価・意見を調整後、正式「評価委員会評価・意見」決定（6月24日（金）目標）
- ②機構から正式「評価委員会評価・意見」を各委員へ報告

5 公社実績報告等と併せ県知事提出・公表（機構実施）

- ①令和4年 6月 末日（毎事業年度経過後3月以内）

以上

6月				
DAY	対象者	区分	内容	備考
1 水	委員 県 機構	R 4 第1回事業評価委員会	①R3事業評価方法等について（案）の協議 ②実施状況等の報告・説明 ③報告・説明に対する質疑応答 ④評価・意見（当日可能な分）	
2 木	機構	データ提供	機構より必要データを委員へメール提供	
	委員	評価・意見取りまとめ	評価委員会を踏まえ、個別評価・意見取りまとめ	
3 金				
4 土				
5 日				
6 月				
7 火				
8 水				
9 木				
10 金				
11 土				
12 日				
13 月				
14 火	委員	評価・意見取りまとめ期限	機構へ関連資料（評価・意見）を提出（メール施行）	
15 水	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ	
16 木	機構	評価・意見取りまとめ	各委員評価・意見取りまとめ	
17 金	機構	委員長への報告	機構による各委員評価・意見取りまとめの上、委員長へ報告	
18 土				
19 日				
20 月	委員長	評価・意見取りまとめ	委員長による評価・意見取りまとめ	
21 火				
22 水	機構	委員長と調整	各委員の意見を取りまとめ	
23 木	機構	最終取りまとめ 各委員へ結果報告（メール施行）	正式「評価委員会評価・意見」の決定 正式「評価委員会評価・意見」を報告	
24 金	機構	県との調整	公社実績報告等と併せ、県知事提出・公表	
25 土				
26 日				
27 月				
28 火				
29 水				
30 木				

令和3年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

令和4年 6月 日

評価委員名： ○ ○ ○ ○

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

2 推進体制

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

3 推進方法

- ①宮城県
- ②宮城県農地中間管理機構（公社）
- ③その他

4 事業実績

- ①機構借入関係
- ②機構貸付関係
- ③機構管理（実績無し）関係
- ④機構条件整備（実績無し）関係
- ⑤貸付希望者リスト掲載関係
- ⑥借受希望者リスト掲載関係

農地中間管理事業実施状況に関する意見について

(昨年度評価委員会で述べられた意見に対する取組状況)

令和4年 6月 1日（水）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業実施状況に関する意見について

令和 4 年 6 月 1 日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

令和 3 年 3 月に策定した「第 3 期みやぎ食と農の県民条例基本計画」において、農地の受け手となる担い手の育成と合わせ、農地中間管理事業等を活用し、人・農地プランの実質化と一体となって、担い手への農地の集積・集約化を推進していくことを位置づけており評価できる。

また、市町村、宮城県農地中間管理機構、農協、その他関係機関と連携し、当該事業を進めており、高く評価できる。今後さらに、大規模経営体だけではなく新しい担い手組織を育成・確保する必要があることから、よりよい国庫補助事業に向けた見直し要望や県単独事業による支援を検討願いたい。

【県】

- ・令和 2 年度の農地中間管理事業の実績は 1,949ha（令和元年度：1,289ha）となっており、平成 26 年度以降の累計面積では全国 10 位となっている。
- ・令和 3 年 3 月に策定した「第 3 期食と農の県民条例基本計画」では、農地の受け手となる新たな担い手組織の育成や集落営農組織の法人化を支援し、経営の高度化・安定化等を図るほか、大規模経営体だけでなく、意欲ある中小の家族経営体等も含め、多様な人材を育成することで、地域農業の中心となる経営体を確保することとしている。
- ・令和 3 年度は担い手への農地集積を進めるため、「人・農地プラン」の実質化に向けて市町村の取組を支援し、33 市町村 207 地区において、地域農業の中心経営体や将来のあり方などが明確となった。
- ・令和 4 年度の国庫補助事業については、「農地中間管理機構による農地集約化の加速」に関して、「農地中間管理機構事業」・「遊休農地解消緊急対策事業」・「機構集積協力金交付事業」等の活用を図ることで担い手への農地の集積・集約化を推進していく。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

コロナの影響で活動が制限される中、当該事業の推進機関として市町村や地元協議会からの派遣要請に基づき、人・農地プランの実質化とバンク事業量の拡大に向けて積極的に活動していることは高く評価できる。今後は、公社単独事業「担い手

「集積支援事業」をさらに活用してもらえるように、多様な経営体から要望や意見を聴取するなどして、事業要件などの見直しの必要がないかどうか継続的に検討願いたい。

七ヶ宿町の取組など成功事例について多角的な要因分析を行い、成功要因の関係者間での共有と具体的施策への反映を図っていただき、実効性の上がる宮城方式を創出していただきたい。

【公社】

- ・実施3年目となる担い手集積支援事業については、地域に根ざした推進を行ってきた。地域CDを通じて各地域の農業者等からの意見を聴取したところ、「集積タイプ」の「5ha要件」については、「中山間地域と平坦地域が同じ要件なのは平等性に欠ける」との声が出てきた。その声を踏まえて、他事業の中山間地域対策や当該事業の使いやすさを考慮し、令和4年度から要件を見直すこととした。（機構の指定する中山間地域要件 5ha→2ha）
- ・成功事例については、現在、秋保野尻地区で七ヶ宿と同じくソバ栽培を中心とした農地中間管理機構関連農地整備事業が計画されており、今後も地元関係者間での情報共有を引き続き実行するとともに、「機構パッケージ型支援」による実効性の上がる宮城方式の創出を目指して日々事業推進していく。

③その他

本事業は今後中山間地域における進歩が重要な課題と考えられることから、中山間地域における推進方向の具体化と、それに連動した目標の見直しが必要と考えられる。

また、事業の推進にあたっては、『土地貸借』というセンシティブな問題を扱うことから、土地に対する先祖代々の思いなども含めて貸し手や借り手の理解・納得が得られるまで関係者の『話し合い』を進めることが肝要である。

併せて、多様な関係者の『話し合い』によって把握した中間管理事業の業務に関わる様々な課題をそれぞれの立場で国に具申し、「人・農地プラン」政策が現場の実態を踏まえた、より豊かな宮城の農業を実現する推進施策となるよう引き続き取り組んでいただきたい。

【県】

- ・農地中間管理事業の目的達成には、中山間地域における進歩が重要な課題であるため、「第3期食と農の県民条例基本計画」では、中山間地域等における農業生産の効率化と優良農地の確保に向けた取り組みとして、地域特性に応じた簡易な基盤整備や暗渠排水の導入等による耕作条件の改善を掲げている。
- ・また、担い手への農地集積・集約化の推進のため、新たな担い手の確保・育成や集落営農組織の法人化など農業経営の高度化・安定化に向けた支援を行っているほか、遊休農地解消を図るために県単独事業を創設した。

【県】

- ・「土地賃借」に関しては、貸し手や借り手に対して、事業や制度に関して丁寧な説明を行うとともに、実質化した「人・農地プラン」を基に、将来の農地利用の姿を描く「目標地図」を含む「地域計画」を市町村が令和6年度末まで策定し、それを基に推進していく。
- ・令和4年度の国庫補助事業の新規メニューである「人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業」を活用して「話し合い」をコーディネートする取組を進める。
- ・豊かな宮城の農業を実現するため、地域の実態に応じて国庫補助事業を含む各種推進施策を活用しながら引き続き支援していく。

2 推進体制

①宮城県

県推進本部、地方推進本部との情報共有はもとより、JA、土地改良区等との連携を強化して事業推進に努めており、この点は評価できる。

しかし、市町村ごとの農地の借入・貸付の進捗率に大きな差異がみられる。それぞれに固有の事情があるものと推察されるが、事業の必要性や制度内容の理解を一層強化していくことも重要と考える。成功事例の共有化などを通じて継続的な事業の理解と啓蒙を図り、「人・農地プラン」の実質化とその実現について、各市町村で事業加速化に取り組んでいただきたい。

なお、地方推進本部の活動を充分に理解していないため的外れな意見かもしれないが、県推進本部と地方推進本部との合同会議が、圏域毎の課題や疑問を洗い出す意見交換の『場』となることを期待したい。

【県】

- ・農地中間管理事業の推進を図るために設置した宮城県農地集積推進本部は、令和3年5月に宮城県農地集積本部・地方推進本部合同会議を開催し、令和3年度農地中間管理事業の5つの取組方針について、圏域毎の取組内容を確認するとともに、課題等について意見交換し活動を展開した。
- ・令和3年6月、11月、令和4年3月に農地中間管理事業推進チームリーダー及び担当者会議を開催し、農地中間管理事業の活用と「人・農地プラン」の実質化への取組を共有した。市町村によって取組状況が異なることから、関係機関と連携し市町村に寄り添った支援を行い、令和4年3月末に全207区域のプランが実質化に至った。

②宮城県農地中間管理機構（公社）

地域コーディネーター（CD）を圏域毎に14名を配置し、地域の農業者等から情報をとりながら相談に応じていることは評価できる。機構では、CDの活動内容を分析し、地域毎の活動にバラツキがなくよりよい活動ができるよう、CDへの助言指導に努める必要がある。

併せて、CDの担い手を育成・確保するという観点から、例えば成功報酬の引き上げなどにより仕事の魅力度アップを図るといった取り組み等も事業推進に有効ではないかと考える。

【公社】

- ・地域 CD と機構担当者（県・農業会議・公社）が共通の知識を習得し、情報を共有化することで資質向上と円滑な業務推進を図る目的で「地域コーディネーター情報連絡会議」を定期的に（今年度はコロナ禍により4回）開催し、地域別に活動状況と推進上の問題点・課題を報告し、それに対する対応策や解決方針について、活発な議論を行った。
- ・地域 CD の成功報酬については、地域との連携で活動する中で個人を評価することは難しいと考えます。地域 CD には、地域貢献のボランティア的心意気で頑張ってもらっております。現在、農家巡回時に配布する事業 PR グッズの作成等を行っているが、地域を越えた CD 同士の連携活動など地域 CD が意欲的に取り組める仕事の工夫をさらに行っていきたい。

なお、地域 CD の給与については、来年度から法改正で「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化されることにより、CDの役割も大きくなるので、人材を確保して、各地域に安定した配置をするため、東北他県並みの水準に増額する方向で検討している。

③その他

担い手不足が深刻さを増す中で新規就農者の定着は重要な課題であることから、関係機関や関係団体、地元組織が一丸となって新規就農者の受け皿づくりや定着に向けた環境づくりを強化していただきたい。

【公社】

- ・新たに就農を目指す者への支援体制については、関係機関・団体（県・農業改良普及センター、市町村、農業委員会、JA・中央会、農業会議、公社等）が連携を図り、相談窓口を設け取り組んできた。主な支援活動としては、県・農業会議・公社（事務局）で構成する宮城県新規就農相談センターが、定期的に開催している定例就農相談会（月1回）や若年者就農相談会（月1回）の場で、農地の取得や資金の確保、技術の習得等について助言を行ってきた。

【公社】

- ・対面による相談を基としつつも、コロナ禍の社会状況を鑑み、Zoom を導入したことにより、オンラインによる相談も 32 件対応した。(全相談件数：129 件) その中で、新たに農地の借受を希望する相談者へ、農地中間管理事業等の個別説明を行った。
- ・また、2 年ぶりに新規就農希望者向け研修「みやぎ農業見聞のつどい」を J R フルーツパーク仙台あらはまを会場に開催した。
- ・これらの活動の成果として、新たに農業を始めた者や農業法人等にパート又は正社員の形態で就業を開始した者も育成されている。
(令和 3 年度実績：新規参入 5 件、雇用就農 4 件)
- ・公社（白石牧場）としては、宮城県より新規就農促進事業における新規就農希望者の研修機関としての認定を受けており、畜産の担い手を研修生として受け入れを行い、公社牧場の使命の一つでもある人材育成を計画している。

3 推進方法

①宮城県

各圏域に、「人・農地プランの実質化の進捗と一体となって農地集積を推進する地区」を設定するなど、メリハリのある方法は評価できる。今後は、農地整備事業実施地区や計画地区、中山間地域等の条件不利地域において機構事業の活用が進むような取組をこれまで以上に強化することが必要と考える。

同様に、各地方推進本部で推進地区を設定し、人・農地プランの実質化に重点的に取り組んでいることは評価できる。市町村、農業委員会、農協、土地改良区、担い手組織との緊密な連携のもと情報交換を実施するとともに、農地整備事業実施地区等の機構事業の活用を推進していくことが重要である。

【県】

- ・令和 2 年度から県内の 7 圏域毎に「人・農地プランの実質化の進捗と一体となって農地集積を推進する地区（推進地区）」を設置しており、農地中間管理事業推進チームリーダー及び担当者会議において、実績報告、取組状況について意見交換を行い、活動を展開した。この結果、7 つの推進地区的農地中間管理事業活用実績は、令和 4 年 3 月末 399.9ha（令和 2 年 3 月末 289.9ha）となった。また、7 つの推進地区的うち、3 つの推進地区を、農業改良普及センターのプロジェクト活動や農地整備事業実施地区に位置づけ、関係機関との連携により、高収益作物である長ねぎ、えだまめ、たまねぎ等の作付けが行われるなど、持続可能な農業への取組を推進した。

【県】

- ・農地中間管理事業の推進に関して、担い手組織との連携を図るため、宮城県農業士会との意見交換会を令和3年8月に開催し、地域における実情の違いによる農地の集積・集約化の課題について、関係機関と情報共有を行った。
- ・農地整備事業実施地区や計画地区においては、引き続き機構事業の活用を進めるとともに、中山間地域等の条件不利地域においては、農地耕作条件改善事業の活用により推進していく。

②宮城県農地中間管理機構（公社）

中山間地域における新規就農の促進が課題であることから、営農条件の改善と機構パッケージ型支援のさらなる活用による一体的な推進を期待したい。

【公社】

- ・新規就農を目指す方へのサポート体制を強化しつつ、営農条件の改善についても県や市町村等と連携しながら、農地中間管理事業の活用を図るとともに、区画拡大や暗渠排水等を行う農地耕作条件改善事業と連携推進する「機構パッケージ型支援」を行い、地域農業の維持・発展を支援していく計画（R6事業実施）で進めてきた。
- ・機構パッケージ型支援活動は、関係機関と連携し、モデル推進地区の掘り起こしに向けた現地調査の他、啓発資料等により農業委員研修等で、地域合意形成づくりのための事業PR及び意見交換を行った。
- ・現在、推進活動する上で、ハード事業費や機構事務費の県・市町村負担の予算確保と、地域の合意形成の難しさなど課題も現れている。

③その他

特になし。

4 事業実績

- ①機構借入関係：C
- ②機構貸付関係：B
- ③機構管理（実績無し）関係：A
- ④機構条件整備（実績無し）関係：対象外
- ⑤貸付希望者リスト掲載関係：C
- ⑥借受希望者リスト掲載関係：B

令和3年度農地中間管理事業推進活動方針に対する取組結果

令和4年6月1日（水）
宮城県
(公社)みやぎ農業振興公社

1 「人・農地プラン」との一体的推進

【県】

- ①宮城県農地集積地方推進本部において、県・市町村・機構・農業委員会・JA等の連携体制のもと、実質化の進捗管理や地域の話合いの場への積極的な参画等により、人・農地プランの実質化の取組を支援した。
- ②実質化の進捗が遅れている7市町においては、地方機関と連携し、各市町への個別巡回から実質化に向けた取組を支援した。

対象区域数 207 区域：全区域が実質化

【公社】

- ①コロナ禍により会議等の中止や延期など影響は出ているが、市町村等の派遣要請に基づき、人数を制限しながらプランの実質化と事業量拡大に向け推進を行った。
- ②実質化されたプラン（143プランR3年3月現在）を県から提供いただき、担当地域別に中心経営体の応募状況、事業活用の有無等の内容確認と共に情報共有し事業推進を行った。
- ③公社単独事業「担い手集積支援事業」により、「地域タイプ」話合いの経費支援（助成金）は、地域集会38件に交付済み。

2 農地の集積・集約化の推進

【県】

- ①各地方本部において、機構集積協力金の活用を推進するとともに、各圏域に設置した7つの推進地区を対象に集落営農組織の法人化や高収益作物の導入における試験栽培、規模拡大による経営安定化に関する取組を行うなど、農地の受け手となる担い手の経営発展支援を行った。

【公社】

- ①農業委員や担い手農業者等を対象とした各種研修会の場や市町村等巡回時に、パンフレット（担い手集積支援事業）を配布し、機構集積協力金との併用について事業啓発を行った。
- ②角田市西根地区において、地元担い手協議会を中心に農地シャッフル活動を継続実施した。角田市枝野の円滑化事業地区(140ha)では農地中間管理事業への一括承継により集積・集約化を実現した。
- ③大郷町前川地区において、地元の6法人が将来的に法人合併と農地中間管理事業による農地集積・集約化を計画しており、定期的に地元関係者との会合に参加し、事業のPRを行った。
- ④公社単独事業「担い手集積支援事業」により、「集積タイプ」（5ha以上の集積）を行った担い手に対し、集積支援助成金を70経営体に一律10万円を交付済み。

3 農地整備事業との連携強化

【県】

- ①農業農村整備担当部署との連携により、各種会議や地域の話合い等において、農地整備事業の構想段階・計画段階から農地中間管理事業のPRや積極的な活用を呼びかけた。

【公社】

- ①機構パッケージ型支援（農地中間管理事業と農地耕作条件改善事業等を一体的に推進）についてはR6実施に向け、中山間地域に拘らず、モデル地区の掘り起こしに重点を置いて活動を行った。農業競争力強化農地整備事業等との連携強化も地区推進員等が参加する各種会議の場で隨時、事業のPRを行った。（14市町、36地区）
- ②農地整備事業地区内における担い手の農地中間管理事業の活用実績の把握が課題となっていたが、県農村整備課と協議の上、既存の事業管理表システムを改修し、スムーズに集計できるシステムを構築した（R4から実施）。
- ③農地整備事業地区の換地に伴う契約変更（地番・面積・賃料）手続きについて、円滑に推進できるよう関係市町村と協議を行った。（仙台市他）
- ④水田転作露地園芸の振興に向けて、県・市町村・関係団体と効果の高い暗渠排水工法の試験展示を行った。（登米市1地区）

4 中山間地域における推進

【県】

- ①農地耕作条件改善事業、機構関連農地整備事業などの中山間地域でも活用しやすい農地整備事業と合わせて農地中間管理事業を活用した事例を紹介した。
- ②各地方本部において、地域が抱える課題を解決するために、担い手確保・育成のための法人化、高収益作物導入、鳥獣害対策等の取組支援を行った。

【公社】

- ①機構関連農地整備事業で計画している秋保野尻地区は、調査計画段階から農地中間管理事業を活用し、契約会等関係機関と連携を図り推進を行った。（契約実績23件、11.3ha）。
- ②営農条件の改善（機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業の実施等）と機構事業の活用との一体的推進についてPRを行った。（機構パッケージ型支援）

5 多様な農業関連団体及び農業者組織との連携強化

【県】

- ①県が主催する農地集積推進チームリーダー会議等に各関係機関を参考し情報共有を図った。
- ②農業会議が主催する農業委員・農用地利用最適化推進委員を対象とした研修会において、人・農地プランの実質化の取組に向けたワークショップを行い、話し合い手法を共有した。

【公社】

- ①コロナによる緊急事態宣言等により、担当者会議・担い手農業者組織との連携推進会議・農業委員会研修会等が中止となつたが、各地域での事業説明会等、地域CDを中心に各組織と連携して出来る範囲で対応した。
- ②農業委員等の連携については、定期巡回の他、農業委員会研修会（登米市7/5、12/6、大崎市7/26、石巻市8/27他）の場で、機構事業との連携活動についてPRを行った。
業務委託先を対象とした担当者会議は、コロナ禍の影響で未開催だったが12/20に開催した。

令和3年度 宮城県農地中間管理事業評価委員会評価 事業実績（数値）

評価基準 : A (70%以上) B (69%~40%) C (40%未満)

	評価委員会の事業評価			参考 機構評価		
1 機構借入（利用集積）	件数	面積	1件あたり面積			
計画	4,250	4,250	1.0			
実績	3,211	1,993	0.6	B		
計画対比（実績／計画）	76	47	62			
2 機構貸付（利用集積+利用配分）	件数	面積	1件あたり面積			
計画	4,250	4,250	1.0			
実績	3,379	2,128	0.6	B		
計画対比（実績／計画）	80	50	63			
3 機構管理（貸付先未定に伴う管理）	件数	面積	1件あたり面積			
計画	2	2	0.8			
実績	2	2	0.8	A		
計画対比（実績／計画）	100	100	-			
4 機構条件整備（貸付のための条件整備）	件数	面積	1件あたり面積			
計画	-	-	-			
実績	-	-	-	評価 対象外		
計画対比（実績／計画）	-	-	-			
5 農地貸付希望者申込状況	人数	面積	1人あたり面積	参考：市町村数	参考：区域数	単位：数・ha・%
計画	-	4,250	-	-	-	
実績	3,278	2,030	0.6	27	44	C
計画対比（実績／計画）	-	48	-	-	-	
6-1 農地借受希望者募集状況	実施市町村数	実施区域数	実施回数			単位：数・%
計画	33	83	4			
実績	33	75	4			
計画対比（実績／計画）	100	90	100			
6-2 農地借受希望者応募状況	経営体数	面積	1件あたり面積	参考：申込数		単位：数・ha・%
計画	-	-	-	-		
実績（累計）	4,625	42,678	9.2	5,183		
計画対比（実績／計画）	-	-	-	-		

※経営体数 (4,625) / 認定農業者数 (6,279) = 73.6% 自動更新申請であり累計数となる。

※申込面積 (42,678ha) / 耕地面積 (129,655ha) = 32.9%

※申込に占める法人割合 経営体数532 (12%) 面積20,141ha (49%)